

介護予防・日常生活支援総合事業費算定等に係る届出書

1. 体制等に関する届出

介護保険制度では、事業所の種別及び人員配置の様態等により、算定される報酬額が異なります。このため、「新たに介護予防・日常生活支援総合事業者の指定を受ける場合」や「介護予防・日常生活支援総合事業者の指定を受けた後、体制に変更が生じた場合」は、下記のとおり届出を行っていただく必要があります。

2. 適用年月日

(1) 加算の場合

- ・届出が毎月 15 日以前に行われた場合は、翌月から算定開始
- ・届出が毎月 16 日以降に行われた場合には、翌々月から算定開始

(2) 加算の取り下げ、減算の場合

事実の発生日が適用年月日となりますので、(1) にかかわらず速やかに提出してください。

3. 加算（報酬）届出に係る必要書類

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 19）
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-4）
- (3) 添付書類（下記一覧を参照してください。）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定等に係る届出について

サービス	加算等	届出項目	添付書類
訪問 介護相当	加算等	サービス提供責任者体制の減算	<p>※経過措置を受けており、サービス提供責任者が資格を取得した場合は、別紙 16 の「終了」に○をし、介護福祉士の資格証の写しと併せて提出が必要です。</p> <p>※サービス提供責任者を変更した場合は、変更届が必要です。</p>
		特別地域加算	—
		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	—
		中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	○中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表（参考計算様式③）
		介護職員処遇改善加算	<p>【算定しようとするときの届出】</p> <p>○介護職員処遇改善加算計画書</p> <p>○その他必要な書類</p> <p>【実績報告】</p> <p>○介護職員処遇改善実績報告書</p> <p>○その他必要な書類</p> <p>※「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報 Vol. 582）を参照。</p>

介護予防・日常生活支援総合事業費算定等に係る届出について

サービス	加算等	届出項目	添付書類
通所 介護相当	加算等	職員の欠員による減算の状況	○従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）
		若年性認知症利用者受入加算	—
		生活機能向上グループ活動加算	○従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ○機能訓練指導員の資格証の写し
		運動器機能向上体制	○従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ○機能訓練指導員の資格証の写し
		栄養改善体制	○従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ○管理栄養士の免許証の写し
		口腔機能向上体制	○従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ○言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し
		選択的サービス複数実施加算	—
		サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-5） ○サービス提供体制強化加算計算に関する資料（参考計算様式⑦）※ ※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料で差し支えありません。 ○職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※ ※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料で差し支

		<p>えありません。</p> <p>○【介護福祉士の割合で算出する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の資格証の写し <p>【勤続3年以上の者の割合で算定する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数を証する書類
	<p>介護職員処遇改善 加算</p>	<p>【算定しようとするときの届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員処遇改善加算計画書 ○その他必要な書類 <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職員処遇改善実績報告書 ○その他必要な書類 <p>※「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報 Vol. 582）を参照。</p>

4. 留意事項

- (1) サービスの種類ごとに（法人単位ではなく、事業所単位で）提出する必要があります。
- (2) 提出の際は、加算算定要件を、関係告示や通知等により、事前に十分ご確認ください。
- (3) 受理した日をもって届出日となりますので、郵送の場合は、余裕を持って提出してください。
- (4) 加算（報酬）届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届も併せて届出してください。
- (5) 事業所評価加算について

選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各サービス）を行う、介護予防・日常生活支援総

介護予防・日常生活支援総合事業費算定等に係る届出について

合事業の通所型サービス事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間（事業所評価加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に対象となります。

加算対象となった事業所については、当該評価期間の翌年度における通所介護相当につき加算を行います。

当加算の算定を希望する事業所は、前年度の10月に町へ届出を行うこととされています。当加算の算定の可否は、福島県国民健康保険団体連合会において審査を行います。届出をしても要件を満たさない場合には、加算を算定することができません。また、加算要件を満たしていても事前の届出がない場合には、算定できません。

手続方法等については、あらためて、町ホームページで周知予定ですので、ご確認ください。